

みんなで防ごう障がい者虐待 ～だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう～

障がい者の権利と利益を擁護するために「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」が平成24年10月1日から施行となりました。今法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおよびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障がい者(18歳未満の人も含む)とは

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がいを含む)等となっており、障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障がい者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

- ・養護者による障がい者虐待
- ・障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待
- ・使用者(障がい者を雇用する事業主(国および地方公共団体は除く))による障がい者虐待

こんなことは虐待になります！

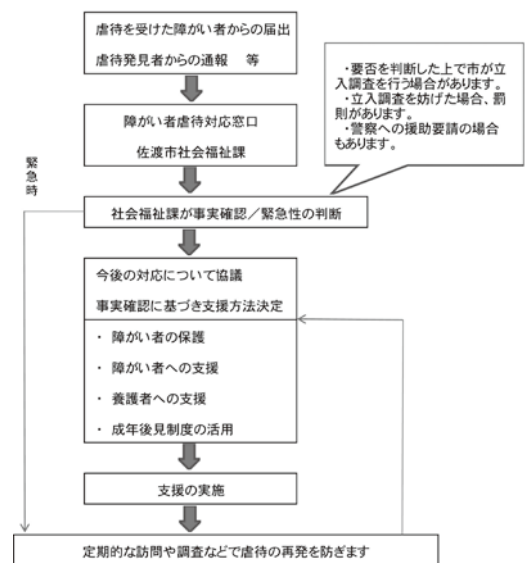
障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

- ・身体的虐待、
- ・性的虐待、
- ・心理的虐待、
- ・放棄・放任、
- ・経済的虐待

虐待を見つけたらすみやかに通報してください！

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気付いた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに佐渡市の下記担当まで通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながるのです。

◎障がい者虐待への対応は次のような流れで対応していきます。



<虐待通報窓口>

佐渡市社会福祉課 障がい福祉係 ☎63-5113
*夜間、休日はこの番号で宿日直が対応し、担当者から折返しお電話します。



通報や届け出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。